

神栖市電子入札運用基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、神栖市における電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、神栖市電子入札実施要項（平成19年神栖市告示第95号。以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

要項第2条に定めるものをいう。

(2) 入札情報サービスシステム（PPI）

発注情報、入札結果をインターネット上に公開すると共に、入札参加者による発注図書等のダウンロードを可能にするシステムをいう。

(3) 電子入札

この基準において、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(4) 紙入札

紙に記載した競争参加資格確認申請書、入札書等を使用して行う入開札事務をいう。

(5) ICカード

電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいい、受注者と神栖市の双方でICカードを使用した情報のやり取りを行う。インターネットなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(6) 電子くじ

入札参加者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

第2章 共通事項

(対象入札方式)

第3条 電子入札システムの対象入札方式は、市が発注する競争入札のうち、予算執行者が電子入札の方法によることが適当であると認めるものとする。

(電子入札を行う案件の基準)

第4条 前条において、神栖市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案

件」という。)は、原則として、電子入札システムにより入札事務を行うものとする。
(システムの運用時間)

第5条 電子入札システムの運用時間は、神栖市の休日を定める条例（平成元年神栖市条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日を除く次の時間帯とする。

| | |
|-------|---------------------|
| 神 栖 市 | 8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 |
| 入札参加者 | 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 |

(各受付期間等の設定)

第6条 電子入札案件の各受付期間等は、次のとおり設定するものとする。

- (1) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌々日を標準とする。
- (2) その他の期間等における日時の設定にあたっては、適切な設定を行うものとする。

(公告日以降の案件の修正)

第7条 公告日以降において、入札書受付締切日時や開札日時等の修正を行う場合は、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により入札参加者へ通知するものとする。
なお、案件登録情報のうち、入札方法、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無、案内区分について錯誤が認められた場合には、速やかに案件の再登録を行うものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第8条 電子ファイルでの提出を求める資料について、電子入札システムにより提出するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

- (1) テキスト形式のファイル（拡張子*txt, *csv）
- (2) 画像形式のファイル（拡張子 jpg, jpeg, gif, png, tiff, tif）
- (3) 上記に加え神栖市が特別認めたファイル形式。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第9条 提出する電子ファイルは、ウイルスチェック済みのものとする。入札参加者から提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等中止するとともに、神栖市よりウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

第3章 入札参加資格確認申請書等の取扱い

(添付資料の提出方法)

第10条 入札参加に際して提出を求める添付資料（一般競争入札参加資格確認申請に係る添付資料等）は、原則として電子入札システムにより提出するものとする。ただし、ファイルの容量に制限が有る場合やその他の理由によりシステムによる提出が可能な

い場合には、別途提出方法を指定するものとする。

第4章 入札書等の取扱い

(入札書等の受付)

第11条 入札書は、電子入札システムにより入札金額が入力されたものを有効なものとして取扱うものとする。くじ番号が記載されていないものは「000」として取り扱うものとする。なお、内訳書等の提出を求める案件については、内訳書等が提出されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

(内訳書等の提出方法)

第12条 内訳書等は、電子入札システムにより電子ファイルを添付して提出するものとする。ただし、あらかじめ申し出て承諾を得た場合は、書留郵便等により提出するものとする。

(入札書等提出時の留意点)

第13条 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- (1) 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- (2) 入札書受付締切予定日時までに提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

(入札の辞退)

第14条 入札書受付締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を辞退するものとして取り扱う。また、あらかじめ入札を辞退する場合は、システムにより辞退届を提出するものとする。

(入札書等提出後の撤回等)

第15条 電子入札システムにより一旦提出された入札書等は、撤回、訂正等を認めないものとする。

第5章 開札

(開札方法)

第16条 開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合には、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

2 開札を延期する場合は、システム等により当該案件の入札参加者全員に対し、開札

を延期する旨及び変更後の開札予定日時を通知するものとする。

3 開札を中止する場合は、システム等により当該案件の入札参加者全員に対し、開札を中止する旨を通知するものとする。

(再入札)

第17条 予定価格が事後公表の案件について、入札金額が予定価格に達しなかった場合には再度入札を行うものとし、再入札の連絡は電子入札システムまたは電話等により通知するものとする。

第6章 入札参加者の利用者登録及びICカードの取扱い

(電子入札システムの利用を認める入札参加者の基準)

第18条 電子入札システムを利用することができる入札参加者は、神栖市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員から入札に関する権限の委任を受けた「受任者」のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

(受任者による電子入札システムの利用基準)

第19条 前条の規定に基づく、受任者による電子入札システムの利用は、委任状（電子入札用）（様式第2号）が提出された場合に限り認めるものとする。ただし、本規定は「建設工事・建設コンサルタント業務」の事業者にのみ適用するものとし、「物品・役務」の事業者については、電子入札システムに係る委任状の提出を求めないものとする。

2 提出時期は次のとおりとする。

(1) 利用者登録手続きの際に提出を求めるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体においては、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請時において、委任状を提出するものとする。

(2) 入札手続き途中における提出は認めないものとする。

3 委任期間は次のとおりとする。

(1) 提出日現在の入札参加資格者名簿の有効期限を限度とする。

(2) 委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに書面による届出を行うものとする。

4 提出先は神栖市企画部契約管財課とする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第20条 入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにICカードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行う

ものとする。

(書面による届出)

第21条 「建設工事・建設コンサルタント業務」の事業者については、前条の利用者登録後、次のとおり書面による届出を行うものとし、電子入札システムの利用については、神栖市の審査終了後から可能となるものとする。また、「物品・役務」の事業者については、書面による届出を要することなく、前条の利用者登録を行うことで電子入札システムの利用が可能となるものとする。

2 提出書類は次のとおりとする。

(1) 電子入札利用届(様式第1号)

(2) 利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したICカード情報を記載したもの。

(3) 委任状(電子入札用)(様式第2号)

第19条の規定に基づくものとする。

3 提出先は神栖市企画部契約管財課とする。

(電子入札システムに登録できるICカードの基準)

第22条 電子入札システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、次の基準によるものとする。

(1) ICカードの名義は、企業の代表者又は神栖市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請において委任状を提出した受任者の名義とする。

(2) 前項以外の名義のICカードを利用する場合は、登録の都度、委任状(電子入札用)(様式第2号)を提出すること。

(3) 同一企業で複数枚のICカードを登録することが可能。なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて複数枚のICカードを登録することを奨励するものとする。

(4) 特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用として電子入札システムに登録した代表構成員のICカードを使用するものとする。

(代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更)

第23条 入札参加者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及びICカード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

(ICカード有効期限の対応)

第24条 入札参加者は、現在利用しているICカードの有効期間内に、入札参加者のパソコンから電子入札システムに新しいICカードの登録を行なうものとする。なお、I

ICカードの名義及び住所の変更を伴う場合は、次条の規定によるものとする。

(ICカードの名義、住所の変更)

第25条 入札参加者は、ICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、第20条の規定に準じて、ICカードを新規で作成し、利用者登録を行うものとする。なお、「建設工事・建設コンサルタント業務」の事業者については、利用者登録と併せて第21条の規定に準じて、書面による届出を要するものとする。この場合において当該変更登録については、神栖市の審査が終了するまで、システムの利用が不可となるため、原則として、第27条の規定に基づき紙入札で対応するものとする。

(ICカード不正使用の取扱い)

第26条 入札参加者がICカードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事又は業務等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。不正使用した場合の例示は、次のとおりとする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用して入札参加した場合。

第7章 紙入札での参加を認める基準

(当初から紙入札での参加を認める基準)

第27条 神栖市は、入札参加者から紙入札方式参加承諾願(様式第3号)が提出された場合には、入札参加者側にやむを得ない事由があると認めた場合に限り、紙入札を承諾するものとする。やむを得ない事由の例示は、次のとおりとする。

- (1) 電子入札システムの導入準備中で、ICカードの取得が間に合わなかった場合(一般競争入札に付する建設工事及び建設コンサルタント業務の案件は除く。)
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。
- (3) 企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。

(紙入札による提出書類等の取扱い)

第28条 前条の規定により、電子入札案件に紙入札で参加することを承諾された場合には、要項の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。

(電子入札から紙入札への変更を認める基準)

第29条 神栖市は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更を求めら

れた場合には、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続きに影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、当該入札参加者は、できるだけ速やかに紙入札方式参加承諾願（様式第3号）を神栖市に提出するものとする。やむを得ない事由の例示は、次のとおりとする。

（1）入札参加者側のシステム障害の場合。

（2）ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。

（3）企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。

（紙入札に移行する場合の取扱い）

第30条 前条の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、速やかに紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

第8章 システム障害等の取扱い

（入札参加者側のシステム障害時）

第31条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、第29条の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。

（神栖市側のシステム障害時）

第32条 神栖市側のシステム等に障害が発生して、すべての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとする。この場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとし、電子入札のホームページ等により公表を行うものとする。

様式第1号（第21条関係）

電子入札利用届
(建設工事・建設コンサルタント業務用)

年 月 日

(届出先) 神栖市長

殿

(届出者)

業者番号

住 所

企業名称

代表者名

印

神栖市電子入札システムによる電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報（※1）

2 委任状（電子入札用）（様式第2号）（※2）

※1 茨城県建設工事等電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録するICカード情報が含まれる。

※2 代表者より入札に関する権限の委任を受ける者（代理人）のICカードを登録する場合に提出する。

委任状
(電子入札用)

年 月 日

神栖市長

殿

(届出者)

住 所

企業名称

代表者氏名

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

(受任者)

住 所

企業名称

代理人氏名

(委任事項)

1. 神栖市が発注する工事（業務委託、物品調達等）について、電子入札による入札、見積りに関する件

2. 委任期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

様式第3号（第27条関係）

紙入札方式参加承諾願

- 1 公告番号又は案件番号
神契公告第 号 ・ 契第 号
- 2 案件名称
- 3 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、電子入札システムによる参加ができないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

年 月 日

(申請者)

業者番号

住 所

企業名称

代表者氏名

印

神栖市長

殿